

既存住宅状況調査及び瑕疵保証検査の同時受託可能事前周知について

1. 目的

神奈川県建築士会様の会員である既存住宅状況調査技術者が、宅建業者等から既存住宅の個人間売買に伴う既存住宅状況調査の受注、または受注相談を受けるにあたっては、既存住宅状況調査技術者が現況調査と同時に既存住宅瑕疵保険の既存住宅瑕疵保証検査を行えることが前提となると思慮される。

一方で、既存住宅瑕疵保証検査を行うためには、既存住宅現況調査技術者の所属する設計事務所等が保険法人に検査機関登録する必要があり、事前の登録手続き、登録費用が発生する。

今般は、神奈川県建築士会様と弊社の提携により、既存住宅状況調査技術者の所属する設計事務所の検査機関登録手続きにかかる時間短縮等の負担軽減を目的とするものである。

2. 概要

神奈川県建築士会様の会員である既存住宅状況調査技術者に対して、予め既存住宅瑕疵保険の検査内容に関する講習、登録要件の確認等を行うことにより、実際に既存住宅瑕疵保険の受注、または受注相談があった後、速やかに検査機関登録を行えるようにする。

これにより、当該既存住宅状況調査技術者が宅建業者等に対して状況調査と同時に「まもりすまい既存住宅保険【検査機関保証型】」の瑕疵住宅瑕疵保証検査を行うことが可能である旨を事前に周知できるようにする。

検査機関登録予定機関講習会のイメージ

検査機関登録事前講習

- ・既存住宅状況調査と住宅瑕疵保証検査の相違点等に関する講習
- ・既存住宅瑕疵保証検査の内容に関すること

検査機関の要件確認

- ・弊社検査機関登録の要件に関する確認

検査機関登録手続きに関する説明

- ・申請書の作成、提出先、問合せ先について説明及び資料配布



まもりすまい既存住宅保険検査機関登録予定証（仮称）の発行

（研修受講及び要件確認済であり、速やかに検査機関登録を行う旨を記載）

3. 神奈川県建築士会と弊社の覚書等の締結について

検査機関登録予定証（仮称）の発行に関して神奈川県建築士会様と弊社で覚書等を締結するものとする。

当該覚書等は、「まもりすまい既存住宅保険検査機関登録予定講習」の開催にあたって会員への周知及び招集について同士会に協力いただく旨、及び瑕疵保証検査機関登録予定証（仮称）の発行要件に等に関して約するものとする。